

令和6年度地域密着型サービス事業者募集要項

新居浜市では「新居浜市高齢者福祉計画2024(介護保険事業計画)」(令和6年度～令和8年度)に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。この計画に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を行う事業者を次のとおり公募します。

1 対象となる地域密着型サービス

今回、公募する地域密着型サービスの種類は、以下のとおりです。

事業種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
施設数	1施設
日常生活圏域	市内全域
整備完了時期	令和7(2025)年度

事業種別	看護小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)
施設数	1施設
日常生活圏域	市内全域
整備完了時期	令和7(2025)年度

2 資格要件

【全事業共通】

- (1) 令和6年4月1日時点で、新居浜市内において指定介護サービス事業所を開設・運営している法人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。
- (3) 法人に国税・県税及び市税の滞納がないこと。法人代表者についても新居浜市市税の滞納がないこと。
- (4) 所管官庁の監査、指導検査等における指摘事項が改善済みであること。
- (5) 法人運営、施設運営等に関して過去5年間に重大な問題を起こしたことがないこと。
- (6) 介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号の規定に該当しない者であること。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

新居浜市において指定訪問介護事業所を運営している法人であること。

3 土地・建物について

事業所を設置しようとする土地は、農地法、都市計画法等の関係法令上支障がなく、事業所建設が可能な土地であること。

また、建物・設備についても建築基準法、消防法等の関係法令に適合することを事前に相談し、関係機関との協議書(参考様式)に相談日時、協議相手、協議の概要を記載してください。

4 補助金について

(1) 県の介護基盤整備事業補助金等を活用し、事業所に施設整備に係る費用について補助を行う予定ですが補助金額は未定ですので、資金計画書(様式7)には補助金を含まないようにしてください。

なお、選定された事業者は、介護基盤整備事業補助金の内、「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業」を活用できる場合があります。

(2) 市単独による整備補助はありません。

5 応募手続き

本公募への申込みを希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。

なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 計画概要書の提出

下記(2)の公募申請書類等を提出する前に、事前相談用の書類として、以下の計画概要書等を提出してください。

① 提出書類・提出部数

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (ア) 【様式2】「地域密着型サービス事業計画概要書」 | 1部 |
| (イ) 建物計画図(室別面積が記入してある平面図) | 1部 |
| (ウ) 事業所開設予定地の地図(周辺の状況が分かるもの)・公図 | 各1部 |
| (エ) 土地・建物登記簿謄本(コピー可) | 各1部 |
| (オ) 【参考様式】関係機関との協議書 | 1部 |

② 受付期間

令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)

※土・日曜日、祝祭日は除く

③ 受付時間

8時30分から17時15分まで

※郵送による書類の受付はいたしませんので、予め電話予約のうえご来庁ください。

(2) 公募申請書類等の提出

(1)の計画概要書の提出後に、以下の公募申請書類等を提出してください。

公募申請書類等一覧表

	提出書類	留意事項	様式	提出部数
公募申請書類等	(1) 公募申請書	所定の様式	様式1	正本1部 及び 副本1部
	(2) 公募申請に係る提出書類一覧	所定の様式	様式1別紙	
	(3) 地域密着型サービス事業計画概要書 実施予定事業の定員・従業員等の計画 (看護小規模多機能型居宅介護)	所定の様式	様式2	審査用 20部
	(4) 法人の沿革	所定の様式	様式3	合計 22部
	(5) 役員名簿	所定の様式	様式4-1	
	(6) 評議員一覧表	社会福祉法人のみ提出	様式4-2	
提案書類等	(7) 事業計画提案書 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 【介護小規模多機能型居宅介護】	所定の様式	様式5	
	(8) 代表者・管理者(施設長)の経歴書	所定の様式	様式6	
資金計画	(9) 資金計画書	開設当初の運転資金を含む	様式7	
	(10) 借入金返済計画書	元金、利率、期間、金融機関名等	様式8	
建物等	(11) 建物計画図	平面図(室別面積が記入してあるもの)、立面図、配置図		
	(12) 事業所開設予定地の周辺地図・公図	周辺の状況が分かるもの		
	(13) 土地・建物登記簿謄本			
	(14) 関係機関との協議書		参考様式	

ア 受付期間

令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)

※土・日曜日、祝祭日は除く

イ 受付時間

8時30分から17時15分まで

※郵送による書類の受付はいたしませんので、予め電話予約のうえご来庁ください。

ウ 提出場所

新居浜市役所 1階 福祉部 介護福祉課

※電話番号等詳細は、「12 問合せ先」をご参照ください。

(3) 追加資料の提出

市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 費用負担

応募に要する経費は、応募事業者の負担となります。

(5) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(6) 資料は、原則A4版に統一し、図面等は折りたたむこと。(A3折込可能)

(7) 各書類は、公募申請書類等一覧表の順番どおりに並べ、項目ごとに仕切りを1枚挿入してインデックス(項目No.)をつけること。(インデックスは直接書類に貼らないこと)

(8) 提出は正本1部及び副本1部(コピー可)、審査用20部(コピー可)の合計22部提出すること。

(9) 提出書類は、左側に2穴開けファイル(種類は任意)に綴じ、表紙及び背表紙には「事業名称(仮称)と法人名」を記載してください。

6 選定方法

(1) 事業者の選定

事業者の選定は、新居浜市地域密着型サービス運営委員会において審査のうえ、事業者を決定します。(審査のための行政職員を追加予定)

なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

(2) 事業計画案説明(プレゼンテーション)

公募申請書の受付期間終了後、応募事業者による事業計画案説明(プレゼンテーション)を行います。詳細については、後日通知します。

(3) 選定後の手続き

選定された事業者は、事業所の整備等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、新居浜市に指定申請書を提出していただきます。新居浜市が指定申請書の審査及び現地調査を行い、指定します。

指定申請書の提出受付は、指定日の前々月の末日までとします。

ただし、指定申請書等の審査の結果、指定基準に満たない場合には指定しないことがあります。

7 結果通知

選定結果は、応募したすべての事業者に文書により通知します。

また、選定された事業者については、新居浜市ホームページで公表します。

8 提案内容について

提出書類のうち【様式5】事業計画提案書については、別紙1「事業計画提案書について」をご参照のうえ提案してください。

9 選定基準について

(1) サービス種類ごとの評価項目及び評価基準は、別紙2「評価項目・評価基準(細目)」のとおりです。この評価項目・評価基準に基づき、応募事業者を評価します。

(2) 評価項目の評価点が、総合計の60パーセント以上であることが必要です。

10 質疑及び回答

応募に関しての質問は、順次受け付け回答します。

なお、受け付けた質問のうち、応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、新居浜市ホームページで回答書を公開します。

(1) 受付方法

別紙3「令和6年度新居浜市地域密着型サービス事業者公募に関する質問書」に簡潔に記入のうえ、FAX又はEメールで、下記「12 問合せ先」まで提出してください。

(2) 新居浜市ホームページの掲載場所

「新居浜市ホームページ」のトップページ ⇒ 「組織(部・課)でさがす」 ⇒ 「介護福祉課」
⇒ 「令和6年度地域密着型サービス事業者の公募について」

11 スケジュール

令和6年10月1日(火)	事前相談、公募申請書受付開始
10月31日(木)	公募申請書受付終了
12月上旬(予定)	地域密着型サービス運営委員会で審査、事業計画案説明 (プレゼンテーション) 選定結果通知

※上記日程は、あくまで予定であり変更となることがあります。

12 問合せ先

新居浜市役所 福祉部 介護福祉課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1241

FAX 0897-37-3844

Eメール kaigo@city.niihama.lg.jp